

ベトナム不服申立て及び告訴告発に関する法律 【Luật khiếu nại, tố cáo】（旧法）

不服申立て及び告訴告発に関する法律の制定、改正の経緯は以下のとおりであり、新法である不服申立法及び告訴告発法の施行により旧法は既に効力を失っているが、新法は未だ翻訳されていないため、旧法も依然として参照する価値があると考え、掲載するものである。

公民の各不服申立て及び告訴告発の審査及び解決の規定に関する法令【pháp lệnh quy định việc xét và giải quyết các khiếu nại, tố cáo của công dân】

1981年11月27日成立、施行日は不明

ベトナム語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/vi/1981_to_1990/1981/198111/198112030001

公民の不服申立て及び告訴告発に関する法令【pháp lệnh khiếu nại, tố cáo của công dân】

1991年5月2日成立、1991年8月1日施行

ベトナム語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/vi/1991_to_2000/1991/199105/199105070002

不服申立て及び告訴告発法（09/1998/QH10）【luật khiếu nại, tố cáo】

1998年12月2日成立、1999年1月1日施行

ベトナム語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/vi/1991_to_2000/1998/199812/199812020002/lawdocument_view

英語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/en/1991_to_2000/1998/199812/199812020002_en/lawdocument_view

不服申立て及び告訴告発法のいくつかの条項を修正、補充する法律（26/2004/QH11）【luật sửa đổi, bổ sung một số luật khiếu nại, tố cáo】

2004年6月15日成立、2004年10月1日施行

ベトナム語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/vi/2001_to_2010/2004/200406/200406150011/lawdocument_view

英語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2004/200406/200406150011_en/lawdocument_view

不服申立て及び告訴告発法のいくつかの条項を修正、補充する法律（58/2005/QH11）【luật sửa đổi, bổ sung một số luật khiếu nại, tố cáo】

2005年11月29日成立、2006年6月1日施行

ベトナム語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/vi/2001_to_2010/2005/200511/200511290013/lawdocument_view

英語

http://vbqppl.moj.gov.vn/law/en/2001_to_2010/2005/200511/200511290013_en/lawdocument_view

不服申立法（02/2011/QH13）【Luật khiếu nại】

2011年11月11日成立，2012年7月1日施行

ベトナム語

http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=27506

告訴告発法（03/2011/QH13）【Luật tố cáo】

2011年11月11日成立，2012年7月1日施行

ベトナム語

http://vbqpl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=27486

第1章 一般規定

1条

1. 公民【công dân】・機関・組織は、国家行政機関又は国家行政機関内の権限を有する者の行政決定、行政行為に対し、当該決定、行為が法【pháp luật】に反し、その適法な権利・利益を侵犯する根拠があるときは、不服申立てをする【khiếu nại】権利がある。幹部【cán bộ】及び公務員【công chức】は、権限を有する者の懲戒決定【quyết định kỷ luật】に対し、当該決定、行為が法に反し、その適法な権利・利益を侵犯する根拠があるときは、不服申立てをする権利がある。
2. 公民は、権限を有する機関・組織・個人に対し、国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益の損害を引き起こし又は引き起こすおそれのある、いかなる機関・組織・個人の法に反する行為について、告訴告発をする【tố cáo】権利がある。

2条

この法律において、下記の各用語は次のように理解される。

1. 不服申立て【khiếu nại】とは、公民・機関・組織、幹部・公務員が、この法律が規定する手続に従って、権限を有する機関・組織・個人に対し、行政決定、行政行為、幹部・公務員の懲戒決定について、当該決定、行為が法に反し、その適法な権利・利益を侵犯する根拠があるときに、審査【xem xét lại】を提議【dè nghị】することである。
2. 告訴告発【tố cáo】とは、この法律が規定する手続に従って、権限を有する機関・組織・個人に対し、国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益の損害を引き起こし又は引き起こすおそれのある、いかなる機関・組織・個人の法に反する行為について、通告【báo cho biết】することである。
3. 不服申立人【người khiếu nại】とは、不服申立てをする権利を実現する公民・機関・組織、幹部・公務員である。
4. 不服申立てをする権利を有する機関・組織【cơ quan, tổ chức có khiếu nại】は、国家機関、政治組織、社会政治組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、人民武装部隊を含む。
5. 告訴告発人【người tố cáo】とは、告訴告発する権利を実現する公民である。
6. 被不服申立人【người bị khiếu nại】とは、行政決定、行政行為、懲戒決定に対して不服を申し立てられた機関・組織・個人である。
7. 被告訴告発人【người bị tố cáo】とは、行為に対して告訴告発をされた機関・組織・個人である。
8. 不服申立解決人【người giải quyết khiếu nại】とは、不服申立てを解決する権限を有する機関・組織・個人である。
9. 告訴告発解決人【người giải quyết tố cáo】とは、告訴告発を解決する権限を有する機関・組織・個人である。
10. 行政決定【quyết định hành chính】とは、行政管理活動【hoạt động quản lý hành chính】における1つの具体的な問題【vấn đề】について1つ又はいくつかの【một số】具体的な対象【đối tượng】に対して1回【một lần】適用される国家行政機関又は国家行政機関において権限を有する者の書面による決定をいう。
11. 行政行為【hành vi hành chính】とは、国家行政機関の又は国家行政機関において権限を有する者の法の規定による任務又は公務を実現する行為をいう。
12. 懲戒決定【quyết định kỷ luật】とは、幹部・公務員に関する法の規定によりその管理権に服する幹部・公務員に対して、譴責【kiêng trách】、警告【cảnh cáo】、減給【hạ bậc lương】、降格【hạ ngạch cách chức】及び免職【buộc thôi việc】の各懲戒の形式【hình thức kỷ luật】の1つを適用するための機関又は組織の最高位の者【người đứng đầu】

¹ 現行の行政事件解決手続令、行訴法草案と異なり、「実現しない行為」という不作為が規定されていない。

の書面による決定をいう²。

13. 不服申立ての解決【giải quyết khiếu nại】とは、不服申立て解决人が、事実を確認し【xác minh】、結論を出し【kết luận】、解決決定を発付することである。
14. 告訴告発の解決【giải quyết tố cáo】とは、告訴告発解决人が、事実を確認し【xác minh】、告訴告発の内容について結論を出し【kết luận】、処理決定を行うことである。
15. 2005年削除
16. (2005年改正) 法的効力を有する不服申立て解决決定【quyết định giải quyết khiếu nại có hiệu lực pháp luật】は、法の規定する期限内に不服申立人が再不服申立て【khiếu nại tiếp】又は裁判所に対する行政事件提訴【khôi kiện】をしなかった初回の不服申立て解决決定、2回目の不服申立て解决決定を含む。

3条

機関・組織・個人は、その行政決定、行政行為、懲戒決定を検査し【kiểm tra】、審査し【xem xét lại】、法に反すると認識した時には、不服申立ての発生を防ぐために、適時に修正、克服する責任がある。

国家は、草の根【cỏ sói】から不服申立てが発生するのを制限するため、権限を有する機関・組織・個人が人民間の紛争を解決する前に、人民間の紛争の和解を奨励する。

4条

不服申立て・告訴告発、それらの解決は、法の規定に従って実現されなければならない。

5条

機関・組織・個人は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発、建議【kiến nghị】、報告【phản ánh】をする者を受け入れ；不服申立て・告訴告発を受け入れ、適時に法に従って解決し；違反者を厳正に処理し；発生する可能性のある損害を阻止するために必要な措置を適用し；解決決定の厳肅な執行【thí hành】を保障し、その決定について法の前に責任を負わなければならぬ。

6条

不服申立て・告訴告発を解決する責任を負う者が、解決をせず、解決の際に責任を欠き、意図的に法に違反する解決をするときは、厳正に処理され、損害が生じたときには法の規定に従って賠償しなければならない。

7条

関連する機関・組織は、権限を有する機関・組織・個人が不服申立て・告訴告発を解決するに際して協力し、その機関・組織・個人の要求に従って、不服申立て・告訴告発に関する情報【thông tin】、資料【tài liệu】を供給する【cung cấp】責任がある。

8条

不服申立て解决決定は、全ての機関・組織、組織から尊重【tôn trọng】されなければならない。法的効力を有する不服申立て解决決定は、関連する個人・機関・組織によって、厳正に実行【chấp hành】される。不服申立て解决決定を執行【thí hành】する責任のある者が準執行しないときは、厳正に処理される。

告訴告発解决人は、告訴告発の内容を調査し【xem xét】、結論を出し、違反がある場合には適時に処理し、権限を有する者に違反者の処理を要求しなければならない。

損害を受けた者は、法の規定に従って、侵犯された適法な権利・利益を回復し、損害賠償を受けることができる。

² 懲戒決定とされており、その1形式である懲戒免職決定【quyết định kỷ luật buộc thôi việc】よりも範囲が広い。現行の行政事件解決手続令は、懲戒免職決定のみを対象としている。

9条

国会、国会常任委員会、国会の民族評議会、各委員会、各級の人民評議会、国会代表、人民評議会代表は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する【giám sát】。

10条

政府は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発の解決を組織【tổ chức】、指揮し【chi dao】；全国規模で不服申立て・告訴告発の解決の事務【công tác】を国家管理する。

各級の人民委員会は、その機能、任務、権限の範囲内で、不服申立て・告訴告発の解決を組織し【tổ chức】、指揮し【chi dao】；各地方の範囲内の不服申立て・告訴告発の解決の事務【công tác】を国家管理する。

11条

各級の国家監察院【thanh tra nhà nước】は、その機能、任務、権限の範囲内で、各国家行政機関の不服申立て・告訴告発に関する法の実行【chấp hành】を監察し【thanh tra】；この法律の規定及び他の法の規定に従って、不服申立て・告訴告発を調査し【xem xét】、解決する。

12条 2004年削除

13条

ベトナム祖国戦線及びその各構成組織は、厳粛に不服申立て・告訴告発の法を執行するよう人民を動員し、この法律の規定に従って、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する。

14条

人民監察組織【to chức thanh tra nhân dân】は、法の規定に従って設立されて活動し、この法律の規定に従って、社【xã】³・区【phường】・町【thị trấn】人民委員会主席、草の根【cơ sở】の機関・部隊【đơn vị】の長の不服申立て・告訴告発の解決を監視する。

15条

報道機関【co quan báo chí】から送られた【chuyển đến】不服申立て・告訴告発は、権限を有する機関・組織・個人によって調査され、解決されなければならず、法の規定に従って、当該報道機関にその解決について通知しなければならない。

報道機関は、十分に確認【xác minh】した後、報道法【Luật báo chí】の規定に従って、不服申立て・告訴告発、それらの解決について報道し【dưa tin】、その報道について法の前に責任を負う。

16条

不服申立て・告訴告発の権利の実現を妨害する全ての行為を厳禁する；不服申立て人、告訴告発人に対する脅迫、復讐、報復；告訴告発人の氏名、住所、筆跡の暴露；意図的に不服申立て・告訴告発を解決せず、違法に解決する；被不服申立て人、被告告訴告発人を庇う；不服申立て・告訴告発の解決に違法に干渉する；他人を扇動、強要、誘惑、買収して偽りの不服申立て・告訴告発をさせる；不服申立て・告訴告発の解決に責任を負う者を強迫し、危害を加える；歪曲、誹謗、混乱のために不服申立て・告訴告発を利用する；

第2章 不服申立て、行政決定、行政行為に対する不服申立ての解決

第1節 不服申立て人、被不服申立て人の権利・義務

17条 (2005年改正)

1. 不服申立て人は次の権利を有する；
 - a) 自ら不服申立てを行う；不服申立て人が未成年である場合、又は精

³ 「社会」の「社」と同じ字であるが、「村」と訳されることもある。

神病若しくはその他の病気【mắc bệnh】のため認識できない若しくはその行為を制御できない場合には、それらの者の法定代理人人が不服申立てを実現する；不服申立て人が病気【lâm đau】、老衰、身体障害、その他客観的な理由により、自ら不服申立てできない場合には、両親、配偶者、実兄弟姉妹、成人の子、その他の者に不服申立てを委任することができる；

- b) 不服申立ての過程において弁護士に法的な援助を依頼する；
 - c) 不服申立ての解決の根拠とするための証拠【bằng chứng】を知る；不服申立てに関する証拠を提出し、その証拠に関するその意見を説明する；
 - d) 不服申立て解決の受理に関する書面による返答を受け取る；不服申立て解決に関する情報及び資料を知る；不服申立て解決決定を受け取る；
 - d) 法の規定に従って、侵犯された適法な権利・利益を回復され、損害賠償される
 - e) 不服申立て・告訴告発の法令又は行政訴訟の法令に従って、再不服申立て又は裁判所に行政事件の提訴をする；
 - g) 不服申立ての解決過程において不服申立てを取り下げる；
2. 不服申立て人は次の義務を有する；
- a) 正しく解決の権限を有する者に対して不服申立てをする；
 - b) 正直に【trung thực】事実【sự việc】を陳述する【tình bày】；不服申立て解決人に情報、資料を供給する；陳述内容、情報、資料の提供について、法の前に責任を負う；
 - c) 法的効力を有する不服申立て解決決定を厳粛に実行する【chấp hành】。

18条 (2005年改正)

1. 被不服申立て人は次の権利を有する；
 - a) 不服申立て人の不服申立ての根拠を知る；不服申立てされた行政決定、行政行為の適法性に関する証拠を提出する；
 - b) 再不服申立て又は裁判所に行政事件の提訴をされた自己が解決した不服申立てに関して、2回目の不服申立て解決権限を有する者による不服申立て解決決定又は裁判所の判決・決定を受け取る。
2. 被不服申立て人は次の義務を有する；
 - a) 不服申立てされた行政決定、行政行為に関する不服申立て解決の受理について受け入れ、不服申立て人に書面で通知する；不服申立てされた行政決定、行政行為を修正し、取り消す；不服申立て人に解決決定を発送し【gửi】、その解決について法の前に責任を負う；機関・組織・個人から不服申立てが送られてきた場合には、この法律の規定に従って、解決又は解決結果についてその機関・組織・個人に対し通知しなければならない。
 - b) 不服申立てされた行政決定、行政行為の適法性、適正【dúng đắn】を説明し、2回目の不服申立て解決人の要求に従って、関連する情報、資料を供給する；
 - c) 法的効力を有する不服申立て解決決定を厳粛に実行する；
 - d) 法の規定に従って、その違法な行政決定、行政行為が引き起こした結果を克服し、損害の賠償、補償をする。

第2節 不服申立て解決権限

19条

社・区・町（以下、まとめて「社級」という。）人民委員会主席【chủ tịch】、県・郡・市・省所属市人民委員会に属する機関の長【thủ trưởng】は、自己の又は自己が直接管理する責任を有する者の行政決定、行政行為について不服申立て解決権限を有する。

20条

県・郡・市・省所属市（以下、まとめて「県級」という。）人民委員会主席【chủ tịch】は権限を有する；

1. 自己の行政決定、行政行為について不服申立ての解決；
2. 社級人民委員会主席、県級人民委員会に属する機関の長が解決し

たが、再不服申立てされた不服申立ての解決。

2 1条

（省・中央直属市人民委員会に属する）⁴部門【sở】及び同等の級に属する機関の長【thủ trưởng】は、自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政決定について不服申立解决権限を有する。

2 2条

省・中央直属市人民委員会に属する部門【sở】及び同等の級の長【giám đốc】は権限を有する：

1. 自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政決定について不服申立ての解決；
2. この法律2 1条に規定する者が解決したが、再不服申立てされた不服申立ての解決。

2 3条 （2005年改正）

省・中央直属市（以下、まとめて「省級」という。）人民委員会主席【chủ tịch】は権限を有する：

1. 自己の行政決定、行政行為について不服申立ての解決；
2. 県級人民委員会主席が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立ての解決；
3. 省級人民委員会に属する部門【sở】及び同等の級の長【giám đốc】が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立てで、内容が省級人民委員会の管理範囲に属するものの解決。

2 4条

中央省【bộ】、中央省同等【ngang bộ】機関、政府【chính phủ】所属機関に属する機関の長【thủ trưởng】は、自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政決定について不服申立解决権限を有する。

2 5条 （2005年改正）

大臣【bộ trưởng】、中央省同等機関の長【thủ trưởng】、政府所属機関の長【thủ trưởng】は権限を有する：

1. 自己の又は自己が直接管理する幹部・公務員の行政決定、行政行為について不服申立ての解決；
2. この法律2 4条に規定する者が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立ての解決；
3. 省級人民委員会に属する部門【sở】及び同等の級の長【giám đốc】が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立てで、内容が中央省、その支部【ngành mìn】の国家管理権に属するものの解決。

2 6条 （2005年改正）

監察院長【tổng thanh tra】は権限を有する：

1. 政府所属機関の長が最初の解決をしたが、再不服申立てされた不服申立ての解決；
2. 政府首相【thủ tướng chính phủ】が、各中央省、中央省同等機関、政府所属機関、各級人民委員会による公民の受け入れ、不服申立解决、法的効力を有した不服申立解决決定の執行を監視し、検査し、推進のを補助する；
国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を引き起こす違法な違反行為を発見した場合には、政府首相又は権限を有する者に、違反を止めさせる措置を適用し、責任を調査し、違反者に対する処理を行うことを建議する。

2 7条 （2004年改正）

各級の監察院及び各支部の長【chánh】は、同級の管理機関の長の解决権限に属する不服申立ての解决について、確認し、結論を出し、建議する責任がある。

⁴ 0 内は原文にないが、英訳、文脈から判断して補った。

2 8条 （2005年改正）

政府首相は権限を有する：

1. 各中央省、中央省同等機関、政府所属機関、各級人民委員会の不服申立解决の事務を指導する；
2. この法律2 6条2項に規定する監察院長の各建議を処理する。

2 9条

1. 政府首相は、各中央省、中央省同等機関、政府所属機関、省級人民委員会の間の不服申立解决権限の争いを解决する；
2. 大臣、中央省同等機関の長、政府所属機関の長、省級人民委員会主席は、その管理の範囲内にある各機関、部隊の間の不服申立解决権限の争いを解决する。

第3節 不服申立て、不服申立解决手続

3 0条

初回の不服申立て人は、行政決定を発出した者又は行政行為をした幹部・公務員の属する機関に対し、その決定又は行為が、法に反し、その適法な権利・利益を侵犯すると信ずる根拠があるときは、不服申立てをしなければならない。

3 1条

1. 不服申立ての時効は、行政決定を受け取った日又は行政行為を知ったときから起算して90日である。
2. 病気、天災、敵の妨害、遠方への出張や研究、その他の客観的な障害のために、不服申立て人が時効期限内に不服申立て権を実現できなかった場合には、その障害が存する期間は、不服申立ての時効に含めずに計算する。

3 2条 （2005年改正）

以下の各場合に該当する不服申立ては、解决のために受理することはできない；

1. 不服申立てされた行政決定、行政行為が、不服申立て人の適法な権利・利益に直接関連しない；
2. 不服申立て人が完全な民事行為能力を有せず、適法な代理人がない；
3. 代理人が適法でない；
4. 不服申立ての時効又は再不服申立ての期限が経過した；
5. 2回目の不服申立てが既にある不服申立て；
6. 裁判所が既に解决のために受理し、又は既に裁判所の判決・決定がある不服申立て。

3 3条

1. 書面で不服申立てを実現する場合、不服申立て書には、不服申立ての年月日；不服申立て人の名、住所；不服申立てされた機関・組織・個人の名、住所；不服申立ての内容、理由、不服申立て人の要求を明記しなければならない。不服申立て書に、不服申立て人は署名しなければならない。
2. 不服申立て人が直接不服申立てに来た場合は、責任のある幹部は、申立て書を作成するよう指導する【huống dẫn】か、本条1項の規定に従った内容を録取し、不服申立て人の署名を求めなければならぬ。
3. 代理人を通じて不服申立てを実現する場合には、代理人は、代理の適法性を証明する書類を有し、本条1項及び2項の規定に従つた適正な手続によって不服申立てを実現しなければならない。

3 4条

その解决権限に属し、この法律3 2条の規定する場合に該当しない不服申立てを受け取ってから10日以内に、初回の不服申立て解决人は、解决のために受理し、書面で不服申立て人に通知しなければならない；解决の

ための受理をしない場合には、その理由を示さなければならない。

3 5条

不服申立て解決過程において、不服申立てをされている行政決定の執行が克服困難な結果を引き起こすと認識したときは、初回の不服申立て解決人は、その決定の執行を停止する決定を出さなければならない。停止の期限は、初回の解決期限の残りの期間を超えない。停止決定は、不服申立て人、関連する権利・利益を有する者に送付しなければならない。停止の理由が無くなつたと認識したときには、その停止決定を直ちに取り消さなければならない。

3 6条（2005年改正）

1. 初回の不服申立て解決期限は、解決のための受理の日から起算して30日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立て解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して45日を超えない。
往来が困難な奥地又は邊境地については、解決のための受理の日から起算して45日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立て解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して60日を超えない。
2. 本条1項の規定する解決期限内に、不服申立て解決権限を有する者が解決しないときは、懲戒処理を考慮される。不服申立て人は、不服申立てを解決しない者の直接上級者にその者の懲戒処理を考慮するよう不服申立てをする権利がある。

3 7条（2005年改正）

初回の不服申立て解決過程において、不服申立て解決人は、不服申立ての内容、不服申立て人の要求、不服申立て解決の方法を明らかにするために、不服申立て人、被不服申立て人と面会し直接対話しなければならない。不服申立て人が、法的な支援を弁護士に依頼した場合には、弁護士は、不服申立て解決過程に参加する権利を有する。初回の不服申立て解決人は、書面で不服申立て解決決定を出し、不服申立て人、被不服申立て人、関連する権利・利益を有する者にその決定を送付しなければならない。不服申立て解決決定は、公表公開されなければならない。

3 8条（2005年改正）

初回の不服申立て解決決定は、以下の内容を有しなければならない。

1. 決定を出した年月日
2. 不服申立て人、被不服申立て人の名、住所
3. 不服申立ての内容
4. 不服申立ての内容を確認した結果；不服申立て解決のための法的根拠；
5. 不服申立ての内容が正しいか、一部正しいか、全部誤っているかの結論；
6. 行政決定の一部又は全部の維持、修正又は取消し、不服申立てされた行政行為の中止；不服申立ての内容における各具体的問題の解決；
7. 7. (もしあれば) 損害を受けた者への賠償；
8. 再不服申立て権、裁判所への行政事件提訴権。

3 9条（2005年改正）

この法律36条の規定する解決期限が経過したが、不服申立てが解決されなかつた場合には、期限経過日から、初回の不服申立て解決決定がなされたが、不服申立て人が同意しない場合には、決定を受け取った日から起算して30日の期限内に、不服申立て人は、2回目の不服申立て解決権限を有する者に対し不服申立てをし、又は、裁判所に行政事件を提訴する権限を有する。往来が困難な奥地又は邊境地については、延長することができるが、45日を超えない。

不服申立て人が大臣、中央省同等機関の長、省級人民委員会主席の初回の不服申立て解決決定に同意しない場合には、他の規定をする法がない限り、省級人民法院に行政事件の提訴をする権利を有する。

4 0条（2005年改正）

再不服申立てをする場合には、不服申立て人は、申立書に付属して初回の不服申立て解決決定の写し、(もしあれば) 関連する資料を、2回目の不服申立て人に送付しなければならない。

4 1条（2005年改正）

その解決権限に属し、この法律32条の規定する場合に該当しない不服申立てを受け取ってから10日以内に、2回目の不服申立て解決人は、解決のために受理し、書面で不服申立て人、初回の不服申立て解決人に通知しなければならない；解決のために受理をしない場合には、不服申立て人に対し、書面でその理由を示さなければならない。

4 2条（2005年改正）

2回目の不服申立て解決過程において、不服申立てをされている行政決定、初回の不服申立て解決決定の執行が克服困難な結果を引き起こすと認識したときは、2回目の不服申立て解決人は、その決定の執行を停止する決定を出すか、権限を有する者に建議しなければならない。
停止の期限は、解決期限の残りの期間を超えない。停止決定は、不服申立て人、初回の不服申立て解決人、関連する権利・利益を有する者に送付しなければならない。停止の理由が無くなつたと認識したときには、その停止決定を直ちに取り消さなければならない。

4 3条（2005年改正）

1. 2回目の不服申立て解決期限は、解決のための受理の日から起算して45日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立て解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して60日を超えない。
往来が困難な奥地又は邊境地については、解決のための受理の日から起算して60日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立て解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して70日を超えない。
2. 本条1項の規定する解決期限内に、不服申立て解決権限を有する者が解決しないときは、懲戒処理を考慮される。不服申立て人は、不服申立てを解決しない者の直接上級者にその者の懲戒処理を考慮するよう不服申立てをする権利がある。

4 4条（2005年改正）

1. 2回目の不服申立て解決過程において、不服申立て解決人は、以下の権利を有する：
 - a) 不服申立て人に、不服申立ての内容についての情報、資料、証拠の供給を要求する；
 - b) 被不服申立て人に、不服申立てをされた内容について書面で説明をするよう要求する；
 - c) 初回の不服申立て解決人、関係する個人、機関・組織に、不服申立ての内容に關する情報、資料、証拠の供給を要求する；
 - d) 対話を組織するために、不服申立て人、被不服申立て人を招集する；
 - e) 現場を確認する；
 - f) 鑑定を求める、法の規定に従って、他の各措置を実行する【tiến hành】
2. 本条1項に規定する要求を受け取ったときには、個人、機関・組織は、その要求を適正に実現しなければならない。

4 5条（2005年改正）

1. 2回目の不服申立て解決過程において、不服申立て解決人は、不服申立ての内容、不服申立て人の要求、不服申立て解決の方法を明らかにするために、不服申立て人、被不服申立て人と面会し直接対話することができる。不服申立て人が、法的な支援を弁護士に依頼した場合には、弁護士は、不服申立て解決過程に参加する権利を有する。
2. 2回目の不服申立て解決人は、書面で不服申立て解決決定を出さなければならない。不服申立て解決決定は、以下の内容を有しなければ

ならない。

- a) 決定を出した年月日
- b) 不服申立人、被不服申立人の名、住所
- c) 不服申立ての内容
- d) 初回の不服申立て解決人の解決に関する結論
- d) 審査【thảm tra】及び確認の結果
- e) 不服申立て解決のための法的根拠
- g) 不服申立ての内容が正しいか、一部正しいか、全部誤っているかの結論；不服申立てが正しいか、一部正しい場合には、不服申立てをされた行政決定、行政行為をした者に、行政決定の全部又は一部の修正又は取消し、不服申立てをされた行政行為を中止するよう要求；
- h) （もしあれば）損害賠償
- i) 裁判所に対する行政事件の提訴権
- 3. 2回目の不服申立て解決決定は、解決決定から起算して7日以内に、不服申立人、被不服申立人、初回の不服申立て解決人、関連する権利・利益を有する者、申立てを移送した者に送付しなければならない。
2回目の不服申立て解決決定は、公表公開されなければならない。

4 6条（2005年改正）

この法律43条の規定する解決期限が経過したが、不服申立てが解決されなかった場合には、期限経過日から、初回の不服申立て解決決定がなされたが、不服申立人が同意しない場合には、決定を受け取った日から起算して30日の期限内に、不服申立人は、裁判所に対する行政事件を提訴する権限を有する。往来が困難な奥地又は遠隔地については、延長することができるが、45日を超えない。

4 7条（2005年改正）

- 1. 不服申立ての解決は、記録を編成されなければならない。不服申立て解決記録は含む：
 - a) 不服申立書又は口頭による不服申立ての録取書；
 - b) 不服申立人の答弁書；
 - c) 審査、確認、結論、鑑定結果の調書、面談、対話の調書；
 - d) 不服申立て解決決定
 - d) 関連する各書類
- 2. 不服申立て解決記録は、法の規定に従って、書類の順序に従ってページを付し、保管しなければならない。不服申立人が裁判所に行政事件を提訴した場合に、要求があれば、記録を裁判所に送付しなければならない。

第3章 幹部・公務員の懲戒決定の不服申立て、不服申立ての解決

4 8条

幹部・公務員に対する法の規定に従って適用された懲戒決定についての不服申立ては、この法律の規定に従って解決される。

政治組織、社会政治組織の構成員である幹部・公務員に対する規則【Điều lệ】に従って適用された懲戒決定についての不服申立ては、その組織の規則に従って解決される。

4 9条

不服申立ての時効は、懲戒決定を受け取った日から15日である。
病気、天災、敵の妨害、遠方への出張や研究、その他の客観的な障害のために、不服申立人が時効期限内に不服申立て権を実現できなかつた場合には、その障害が存する期間は、不服申立ての時効に含めずに計算する。

5 0条

不服申立ては、書面で実現しなければならない；不服申立てには、不服申立ての年月日；不服申立人の名、住所；不服申立ての内容、理由、不服申立人の要求を明記しなければならず、不服申立人は署名しなければ

ならない。

5 1条

不服申立て書は、懲戒決定をした者に出さなければならない。不服申立てを受け取ってから10日以内に、懲戒決定をした者は、解決のために受理し、不服申立人に通知しなければならない。

5 2条

不服申立て解決期限は、解決のための受理の日から起算して30日を超えない；複雑な事件の場合には、不服申立て解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して45日を超えない。

5 3条

- 1. 不服申立て解決人は、書面で解決決定を出さなければならない。不服申立て解決決定は、以下の内容を有しなければならない。
 - a) 決定を出した年月日；
 - b) 不服申立人、被不服申立人の名、住所；
 - c) 不服申立ての内容が正しいか、一部正しいか、全部誤っているかの結論
 - d) 不服申立て解決のための法的根拠；
 - d) 不服申立てされた懲戒決定の一部又は全部の維持、修正又は取消し
 - e) （もしあれば）損害を受けた者への賠償；
- 2. 不服申立て解決決定は、不服申立人、関係する機関・組織に送付しなければならない。

5 4条（2004年改正）

初回の不服申立て解決決定がなされたが、不服申立人が同意しない場合には、決定を受け取った日から起算して10日の期限内に、不服申立人は、再不服申立て解決権限を有する者に対し不服申立てをする権限を有する。幹部・公務員に対する懲戒決定の不服申立てについて、大臣、中央省同等機関の長、政府所属機関の長、省級人民委員会主席が初回の解決を行ったが、不服申立人がこれに同意しない場合において、再不服申立て解決権限を有する者は、内務省大臣である。
再不服申立て解決権限を有する者は、解決のための受理の日から起算して30日以内に、調査し、書面で不服申立て解決決定を出さなければならない；複雑な事件の場合には、不服申立て解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して45日を超えない。この決定は、執行の効力を有する決定である。

5 5条

懲戒免職決定【kỷ luật buộc thôi】に対して不服申立てをした幹部・公務員は、初回の解決決定に同意しない場合には、その解決決定を受け取った日から起算して、この法律39条が規定する期限内に、幹部・公務員に関する法の規定、行政訴訟に関する法の規定に従って、再解決権限を有する者に不服申立てし、又は、裁判所に行政事件の提訴をする権利を有する。

5 6条

この法律の規定に基づいて、国会常任委員会、政府、国家の他の機関、政治組織、社会政治組織は、その機能、任務、権限の範囲内において、懲戒決定に対する幹部・公務員の不服申立て解決の秩序【trình tự】、手続を決定する責任がある。

第4章 告訴告発、告訴告発の解決 第1節 告訴告発人、被告訴告発人の権利・義務

5 7条

- 1. 告訴告発人は次の権利を有する；
 - a) 解決権限を有する機関・組織・個人に対し書面を送付するか、直接、告訴告発する；
 - b) その氏名、住所、筆跡の秘密を守るよう要求する；

- c) 告訴告発の結果を通知するよう要求する；
- d) 脅迫、復讐、報復される場合に権限を有する機関・組織に保護を要求する；
- 2. 告訴告発人は次の義務を有する；
 - a) 告訴告発の内容について正直に陳述する；
 - b) その氏名住所を明らかにする；
 - c) 偽りの告訴告発について、法の前に責任を負う。

5 8条

- 1. 被告訴告発人は次の権利を有する；
 - a) 告訴告発された内容について通知を受ける；
 - b) 告訴告発された内容が真実でないことを証明するために証拠を提出する【dua ra】；
 - c) 侵犯された適法な権利・利益の回復【khôi phục】；名誉の回復【phục hồi】；真実でない告訴告発によって引き起こされた損害の賠償を受ける；
 - d) 権限を有する機関・組織・個人に、虚偽の告訴告発を行った者の処理を要求する。
- 2. 被告訴告発人は次の義務を有する；
 - a) 告訴告発された行為について説明する；権限を有する機関・組織・個人の要求があったときには、関連する情報、資料を供給する；
 - b) 権限を有する機関・組織・個人の告訴告発処理決定を厳粛に実行する；
 - d) その違法な行為が引き起こした結果を克服し、損害の賠償をする。

第2節 告訴告発の解決権限

5 9条

機関・組織の管理権限に属する被告訴告発人の違法な違反行為の告訴告発は、その機関・組織が解決責任を負う。
機関・組織の管理権限に属する被告訴告発人の任務、公務に対する違法な違反行為の告訴告発は、その機関・組織の最高位の者【người đứng đầu】が解決責任を負う。
機関・組織の最高位の者である被告訴告発人の任務、公務に対する違法な違反行為の告訴告発は、その機関・組織の直接上級の機関・組織の最高位の者が解決責任を負う。

6 0条

機関の国家管理の機能に関連する内容の違法な違反行為の告訴告発は、その機関が解決責任を負う。
犯罪行為の告訴告発は、刑事訴訟法の規定に従って、訴訟進行機関によって解決される。

6 1条

機関・組織の最高位の者は、属する権限において、告訴告発を解決する責任を負う；必要な場合には、監察機関【cơ quan Thanh tra】又は他の権限を有する機関に、審査の進行、確認、結論、告訴告発処理措置の建議をするよう引き渡す【giao】。

6 2条

各級の監察院の長【chánh thanh tra】は権限を有する：

- 1. 引き渡されたとき、告訴告発の内容を確認し、結論を出し、同級の機関の長の解決権限に属する告訴告発処理措置の建議を行う；
- 2. 同級の機関の長の直接下の級の機関の長が既に解決したが、法に違反する場合に、告訴告発の内容を審査し、結論を出す；告訴告発の解決が違法であると結論したときは、解決をした者に再度審理し、解決するよう建議する。

6 3条

監察院長【tổng thanh tra】は権限を有する：

- 1. 引き渡されたとき、告訴告発の内容を確認し、結論を出し、政府首相の解決権限に属する告訴告発処理措置の建議を行う；
- 2. 大臣、中央省同等機関の長、政府所属機関の長、省級人民委員会主席が既に解決したが、法に違反する場合に、告訴告発の内容を審査し、結論を出す；告訴告発の解決が違法であると結論を出したときは、解決をした者に再度審理し、解決するよう建議する。

6 4条

政府首相は、特に複雑な内容を有する告訴告発の解決を指揮する；この法律6 3条1項の規定に従って、監察院長が結論を出し、建議した告訴告発の処理決定をする。

第3節 告訴告発の解決手続

6 5条

告訴告発人は、権限を有する機関・組織・個人に申立書を送付しなければならない。告訴告発書には、告訴告発人の氏名、住所；告訴告発の内容を明記しなければならない。告訴告発人が直接、告訴告発しに来た場合には、受け入れる責任のある者は、告訴告発の内容、告訴告発人の氏名、住所を録取し、告訴告発人の署名を求めなければならない。

6 6条

告訴告発を受け取ってから10日以内に、告訴告発を受け入れる機関・組織・個人は、解決のために受理しなければならない。告訴告発がその解決権限に属さない場合には、解決権限を有する機関・組織に移送し、告訴告発人の要求があればその旨通知しなければならない。
緊急の場合には、告訴告発を受け入れる機関・組織・個人は、責任のある機関に対して、法に違反する行為を適時に阻止する措置を適用するために報告しなければならない；告訴告発人の要求があればその者の安全を保障する必要な措置を適用する。

6 7条

告訴告発の解決期限は、解決のための受理の日から起算して60日を超えない；複雑な事件の場合には、告訴告発解決期限を延長することができるが、解決のための受理の日から起算して90日を超えない。

6 8条

告訴告発解決人は、調査を進行し、告訴告発の内容について結論を下す決定を出し、違反行為者の責任を確定し【xác định】、違反者に対し権限に従って措置を適用し又は権限を有する機関・組織・個人に処理を建議する。

6 9条

告訴告発の解決が法に従っていないと信ずる根拠があるか、決定期限を経過したが、告訴告発が解決されない場合には、告訴告発人は、告訴告発解決人の直接上級の機関・組織に告訴告発をする権利を有する；解決期限は、この法律の6 7条の規定に従って実現される。

7 0条

告訴告発の確認過程において、告訴告発人は、以下の権利・義務を有する：

- 1. 告訴告発の解決において、客觀性、真実性、法遵守を保障する；
- 2. 告訴告発人に、告訴告発の内容に関連する証拠、資料の供給を要求する；
- 3. 被告訴告発人に、告訴告発された行為について書面による説明を要求する；
- 4. 関係する個人、機関・組織に、告訴告発の内容に関連する情報、資料の供給を要求する；
- 5. 鑑定を求める、法の規定に従って、他の各措置を実行する。

7 1条

告訴告発の受け入れ、解決の過程において、犯罪の嫌疑【dài hiệu】を認識したときは、告訴告発を解決する機関・組織・個人は、刑事訴訟法の規定に従って解決するために、捜査機関【cơ quan điều tra】、検察院に通報し【chuyển tin báo】、記録を送らなければならない。通報又は記録を受けた日から起算して20日以内に、捜査機関、検察院は、その機関・組織に処理について書面で通知【thông báo】しなければならない；告訴告発の内容が複雑な場合には、期限を延期することができるが、60日を超えない。

7 2条

告訴告発を解決する機関・組織・個人は、告訴告発人の秘密を守らなければならぬ；告訴告発人の氏名、住所、筆跡、その他の告訴告発人を害する情報を漏洩してはならない。

7 3条

1. 告訴告発の解決は、記録に編成されなければならない。告訴告発解決記録は含む：
 - a) 告訴告発書又は口頭による告訴告発の録取書；
 - b) 確認、鑑定結果の調書、解決過程で収集した資料、証拠；
 - c) 被告訴告発人の説明文書
 - d) 告訴告発の内容の結論；処理措置の建議書
- d) 処理決定
- e) 関連するその他の資料
2. 告訴告発解決記録は、法の規定に従って、書類の順序に従ってページを付し、保管しなければならない。権限を有する機関・組織・個人が要求した場合には、記録を送付する。

第5章 公民の受け入れを組織

7 4条

各国家機関の長【thủ trưởng】は、公民を直接受け入れ、不服申立て・告訴告発を陳述し、不服申立て・告訴告発に関する建議、報告をする公民の受け入れを組織する；優れた技能、見識を有し、政治、法を熟知し、公民を受け入れる使命についての責任意識のある幹部を配置する。

7 5条

不服申立て・告訴告発をし、不服申立書、告訴告発書を提出しに来る公民の受け入れは、公民受け入れ所【nơi tiếp công dân】で進行する。
国家機関は、公民が、不服申立て・告訴告発を陳述し、不服申立て・告訴告発に関する建議、報告をするのに容易で有利な条件を保障するため、便利な公民受け入れ所を配置しなければならない。
公民受け入れ所において、公民を受け入れる日程、規則を公示しなければならない。

7 6条

1. 各級人民委員会主席、国家の他の機関の長は、次の規定に従って公民を直接受け入れる責任がある。
 - a) 社級人民委員会主席、最低週1回；
 - b) 県級人民委員会主席、最低月2回；
 - c) 省級人民委員会主席、最低月1回；
 - d) 国家の他の機関の長、最低月1回。
2. 各級の国家監察院【thanh tra nhà nước】、国家の他の機関、法の規定に従って、継続的に公民の受け入れを組織する責任がある。

7 7条

公民を受け入れる者の責任：

1. 不服申立て・告訴告発、不服申立て・告訴告発に関する建議、報告の受け入れ；
2. 公民が不服申立て・告訴告発を実現するのを指導する；
3. 告訴告発人の要求により、その氏名、住所、筆跡の秘密を守る；

7 8条

公民受け入れ所で不服申立て・告訴告発する者は、以下の権利・義務を有する。

1. 身分証明書【giấy tờ tùy thân】を提示し【xuất trình】、公民受け入れ所の規則を遵守し、公民を受け入れる者の指導に従って実現する；
2. 事実を正直に陳述し、その不服申立て・告訴告発の内容に関連する資料を供給し、陳述した内容に確認【xác nhận】の署名をする；
3. 不服申立て・告訴告発の権利の実現について指導、説明を受ける；
4. 同一の内容について多数の不服申立人、告訴告発人がいる場合には、公民を受け入れる者に陳述するための代理人を選ぶ；
5. 公民を受け入れる者による法に反する行為、妨害、騒動、強請について不服申立て・告訴告発をする。

7 9条

不服申立て・告訴告発、建議、報告に来た公民に対する妨害、騒動、強請を厳禁する。

公民受け入れ所の秩序を乱し、国家機関、任務、公務の執行者の威信、名誉を汚し、侵犯することを厳禁する。

第6章 不服申立て・告訴告発の解決事務の管理

8 0条

不服申立て・告訴告発の解決事務の管理の内容は含む：

1. 不服申立て・告訴告発の解決についての法規文書、規制【quy chế】、規則【điều lệ】の公布【ban hành】；
2. 不服申立て・告訴告発に関する規定の実現のための宣伝、指導、組織；
3. 不服申立て・告訴告発に関する規定の実現の監察、検査
4. 不服申立て・告訴告発の解決事務、公民受け入れの事務を行う幹部・公務員の編成【dào tạo】、養成【bồi dưỡng】；
5. 不服申立て・告訴告発の状態【tình hình】を総合、不服申立て・告訴告発を解決；
6. 不服申立て・告訴告発の解決事務の経験【kinh nghiệm】を総括【tổng hợp】。

8 1条

政府は、全国規模で国家行政機関における不服申立て・告訴告発の解決事務について国家管理を統一する【thống nhất】。

政府監察院【thanh tra chính phủ】は、政府に対し、政府の権限の範囲内における不服申立て・告訴告発の解決事務について国家管理の実現の責任を負う。

8 2条

中央省、中央省同等機関、政府所属機関、各級人民委員会は、その管理の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決事務について国家管理を実現する；不服申立て・告訴告発の法の実現において、その管理する機関・組織を指導し、催促し、検査する；政府の規定に従って、不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告制度を実現する。

各級の国家監察院【thanh tra nhà nước】は、同級の機関の長の不服申立て・告訴告発の解決事務の管理を補助する。

8 3条

1. 最高人民法院、最高人民检察院、国家の他の機関、政治組織、社会政治組織は、その機能、任務、権限の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決事務の管理をする；それぞれの機関・組織の管理の範囲内で、法律の規定に従って、解決が実現された不服申立て・告訴告発の解決事務について政府に定期的に報告する。
2. 地方の人民裁判所、地方の人民检察院、地方の政治組織、社会政治組織の機関は、その機能、任務、権限の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決事務の管理をする；それぞれの機関・組織の管理の範囲内で、法律の規定に従って、解決が実現された不

不服申立て・告訴告発の解決事務について同級の人民委員会に定期的に報告する。

8 4条

必要な場合には、政府首相は、不服申立て・告訴告発の解決事務を調整する【phối hợp】ために、最高人民法院長官、最高人民检察院長と協議する【làm việc với】。

政府、最高人民法院、最高人民检察院は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、国会、国会常任委員会、国家主席に定期的に報告する。

監察院長【tổng thanh tra】は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、政府に定期的に報告する；不服申立て・告訴告発の解決事務の効果を高めるための各措置について建議する；

必要な場合には、人民委員会主席は、不服申立て・告訴告発の解決事務を調整するために、同級の人民法院長、人民检察院長と協議する。

人民委員会、人民法院、人民检察院は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、同級の人民評議会に定期的に報告する。

第7章 不服申立て・告訴告発の解決事務の監視

第1節 国会、人民評議会の監視

8 5条

1. 国会は、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する【giám sát】；毎年、年末の会期において、政府、最高人民法院、最高人民检察院による不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告を調査する。
2. 国会常任委員会は、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視する；政府、最高人民法院、最高人民检察院による不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告を調査する；不服申立て・告訴告発の解決の調査団を選任する；法の違反を発見した場合には、権限を有する者に、違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理を要求する。国会常任委員会に出された【gửi】不服申立て・告訴告発は、国会の民族委員会、各委員会、研究【nghiên cứu】・調査の権限を有する者に引き継がれる【giao】、法の違反が発見された場合には、この法律の8 6条2項の規定に従って実現される。

8 6条

国会の民族委員会、各委員会は、その任務、権限の範囲内で責任を負う：

1. 不服申立て・告訴告発の解決の調査団を組織する；関係する機関・組織・個人に不服申立て・告訴告発の状態、不服申立て・告訴告発の解決について報告を要求する；
2. 不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究し、法の違反を発見した場合は、権限を有する者に調査、解決を要求する；その解決結果に同意しない場合は、直接上級の機関・組織の最高位の者に、調査、解決を要求する；関係する機関・組織は、解決決定の日から起算して7日以内に、その要求に回答する責任がある；
3. 国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理をするために必要な措置を要求する。

8 7条

1. 国会の代表【dai biêu】、人民評議会の代表は、その任務、権限の範囲内で責任を負う：
 - a) 不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究し、適時に権限を有する者に移送し、不服申立て・告訴告発の解決を催促、監視し【theo dõi】、同時にその移送について不服申立人、告訴告発人に通知する。
 - b) 国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、適時に違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理をするために必要な措置を建議する。

2. 権限を有する者は、国会の代表、人民評議会の代表が移送した不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、調査し、解決し、解決決定の日から起算して7日以内に、移送してきた国会の代表、人民評議会の代表に書面で解決結果を通知しなければならない。
解決が妥当【thỏa đáng】でないと思われる場合は、国会代表は、究明し【tim hiểu】、再度の調査を要求するために関係する機関の長に会う権利を有する。必要なときは、国会代表は、その機関の上級の関係する機関の長に解決を要求する権利を有する。

8 8条

国会の代表団は、団員の国会代表が、不服申立て・告訴告発、不服申立て・告訴告発に関する建議、報告をしに来た公民を受け入れ、不服申立て・告訴告発を受け入れ、権限を有する者に移送し、その解決を催促し、監視するのを組織する。不服申立て・告訴告発の解決人は、この法律8 7条2項の規定に従って、調査し、解決し、解決結果を通知する責任を有する。

必要な場合は、国会の代表団は、不服申立て・告訴告発の解決の監視団を組織する；国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、適時に違反の中止をするために必要な措置を建議する。

8 9条

1. 各級の人民評議会は次の任務、権限を有する：
 - a) 会期において、同級の人民委員会、人民法院、人民检察院による不服申立て・告訴告発の解決事務についての報告を調査する。
 - b) その地方における不服申立て・告訴告発の解決の調査団を選任する；国家の利益、公民・機関・組織の適法な権利・利益に損害を与える法の違反を発見したときは、権限を有する者に、適時に違反の中止、責任の調査、違反者に対する処理を要求する。
2. 省級、県級の人民評議会の常任【thường trực】、社級人民評議会の議長【chủ tịch】は、その任務、権限の範囲内において、不服申立て・告訴告発の解決の状態について検査し、調査する責任がある；不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究する；法の違反を発見した場合は、権限を有する者に調査、解決を建議する；その解決結果に同意しない場合は、直接上級の機関・組織の最高位の者に、調査、解決を建議する；関係する機関・組織は、解決決定の日から起算して7日以内に、その要求に回答する責任がある；
3. 省級、県級の人民評議会の各部会【ban】は、同級の人民評議会が不服申立て・告訴告発の法の執行を監視するのを補助する。

9 0条

関係する機関・組織・個人は、国会の各機関、各級の人民評議会、国会代表、国会代表団、人民評議会の代表が、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視するための条件を作り出す責任を負う。

第2節 ベトナム祖国戦線、その構成組織、人民監察組織による監視

9 1条

1. ベトナム祖国戦線、その構成組織は、不服申立て・告訴告発、不服申立て・告訴告発に関する建議、報告をしに来た公民を受け入れを組織する責任があり、不服申立て・告訴告発を受け取ったときは、研究し、不服申立て・告訴告発の解決権限を有する者に移送する。
2. ベトナム祖国戦線、その構成組織により不服申立て・告訴告発が移送された場合、不服申立て・告訴告発の解決人は、調査し、解決し、解決決定の日から起算して7日以内に、移送してきた組織に書面で解決結果を通知しなければならない。その解決決定に同意しない場合は、移送した組織は、直接上級の機関・組織に調査、解決を建議する権利を有する；関係する機関・組織は、解決決定の日から起算して7日以内に、その建議に回答する責任がある。

9 2条

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、ベトナム祖国戦線中央委員会に定期的に報告する。各級の人民委員会、人民裁判所、人民検察院は、不服申立て・告訴告発の解決事務について、同級の祖国戦線委員会に定期的に報告する。

9 3条

1. 人民監察組織【tổ chức thanh tra nhân dân】は、その任務、権限の範囲内において、人民から、不服申立て・告訴告発、社・区・町における草の根の機関、部隊による不服申立て・告訴告発の解決についての情報、報告を受け入れる；不服申立て・告訴告発に関して法の違反行為を適時に発見する；社級人民委員会主席、草の根の機関、部隊の長に、不服申立て・告訴告発について適時の解決、法の遵守、解決の監視を建議する。
2. 社級人民委員会主席、草の根の機関、部隊の長は、人民監察組織にその解決権限に属する不服申立て・告訴告発の解決について知らせ、人民監察組織の建議を調査し、解決しなければならない。

9 4条

関係する機関・組織・個人は、ベトナム祖国戦線、その構成組織、人民監察組織が、不服申立て・告訴告発の法の執行を監視するための条件を作り出す責任を負う。

第8章 奨賞、違反処理

9 5条

不服申立て・告訴告発の解決において実績がある機関・組織・個人、国家・組織・個人への損害を防止した功績のある告訴告発人は、法の規定に従って褒賞を受ける。

9 6条

不服申立て・告訴告発の解決人は、以下の行為をした場合、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、又は刑事責任を追及される。損害を発生させたときは、法の規定に従って賠償しなければならない。

1. 不服申立て・告訴告発の解決において責任を欠く；
2. 駭動、強請、不服申立て・告訴告発の権利の実現を妨害；
3. 故意に不服申立て・告訴告発の解決を引き延ばす；
4. 不服申立て・告訴告発の解決過程において記録を偽造する；
5. 法に反する不服申立解決決定、告訴告発処理決定を出す；
6. 法に違反する行為を中止するために必要な措置を適時に適用しない；
7. 不服申立て人、告訴告発人を脅迫、復讐、報復；被不服申立て人、被告訴告発人を庇う；
8. この法律15、85、86、87、88、89、91及び93条の規定する機関・組織、国会代表、人民評議会代表の要求、建議を実現しない；
9. 不服申立て・告訴告発の法の他の規定に違反する。

9 7条

公民を受け入れる者は、以下の行為をした場合、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、又は刑事責任を追及される。

1. 不服申立て・告訴告発の解決において責任を欠く；
2. 駭動、強請、不服申立て・告訴告発の陳述、建議、報告に来た者の妨害；
3. 公民受け入れの規則、規制違反
4. 不服申立て・告訴告発、建議、報告をする者が供給した情報、資料を適時に処理しない、又は偽造する；
5. 公民受け入れの法の他の規定に違反する。

9 8条

不服申立解決決定、告訴告発処理決定を実行する責任のある者が実行し

なかつたときは、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、行政処罰され、又は刑事責任を追及される。損害を発生させたときは、法の規定に従って賠償しなければならない。

9 9条

権限を有する機関・組織の最高位の者が、この法律9 6条、9 7条、9 8条の規定する違反をした個人を適時に対処するため必要な措置を適用なかつたときは、違反の性質、程度に応じて、法の規定に従って、懲戒処理を受け、又は刑事責任を追及される。

1 0 0条

以下の行為をした者は誰でも、違反の性質、程度に応じて、懲戒処理を受け、行政処罰され、又は刑事責任を追及される。損害を発生させたときは、法の規定に従って賠償しなければならない。

1. 他人を扇動、強要、誘惑、買収して偽りの不服申立て・告訴告発をさせる；
2. 歪曲し、誹謗し、混乱させ、機関・組織・個人に損害を発生させるために不服申立て・告訴告発を利用する；
3. 偽りの告訴告発をする；
4. 不服申立て人、告訴告発人、不服申立て・告訴告発に責任がある者を脅迫、復讐、報復する；
5. 不服申立て・告訴告発の法の他の規定に違反する。

第9章 施行条項

1 0 1条

この法律の各規定は、ベトナム社会主義共和国が締結した、又は参加した国際条約が異なる規定を置いている場合を除き、ベトナムにおける、外国の個人・機関・組織の不服申立てとその解決、外国の個人の告訴告発とその解決に適用される。

1 0 2条

政府は、この法律の施行について細則を規定し、指導する。この法律に基づいて、国家の他の機関、政治組織、社会政治組織は、それぞれの機関・組織の範囲内で、不服申立て・告訴告発の法の実現を指導する。

1 0 3条

この法律は、1999年1月1日から施行の効力を生じる。
1991年5月7日の公民の不服申立て及び告訴告発に関する法令【pháp lệnh khiếu nại, tố cáo của công dân】は、この法律が施行の効力を生じる日から失効する。

この法律の条項に反する規定は廃止する。

この法律はベトナム社会主義共和国の第10回国会第4会期を、1998年1月2日、通過した。

2 0 0 4年改正法3条

この法律は、2004年10月1日から施行の効力を生じる。
政府は、この法律の施行について細則を規定し、指導する。
この法律はベトナム社会主義共和国の第11回国会第5会期を、2004年6月15日、通過した。

2 0 0 5年改正法3条

この法律は、2006年6月1日から施行の効力を生じる。
この法律が効力を生じる日より前に解決のため受理された不服申立ては、1998年の不服申立て及び告訴告発に関する法の規定並びに2004年の不服申立て及び告訴告発に関する法のいくつかの規定を修正、補充する法律に従って実現する。

政府は、この法律の施行について細則を規定し、指導する。
この法律はベトナム社会主義共和国の第11回国会第8会期を、2005年1月29日、通過した。